

令和7年度 第1回 新潟市国民健康保険運営協議会				
日時	令和7年7月9日(水) 午後1時30分～午後2時10分			
場所	白山会館1階 芙蓉の間			
出席委員 (16名)	山崎 光子	出席委員	村松 通隆	
	藤田 清明		菊地 利明	
	金口 忠司		五十嵐 紀子	
	山田 喜孝		井上 達也	
	中村 節子		和田 司	
	関本 竜一		角田 宏夫	
	長井 範親		佐藤 かおり	
	岡田 潔	欠席委員 (2名)	大滝 一	
	荒井 節男		田中 博子	
	会議出席 事務局職員	職・氏名		職・氏名
福祉部長		上所 美樹子		
保険年金課長		渡部 和人		
保険年金課長補佐		高橋 勝		
その他保険年金課職員				
議題	令和7年度 国民健康保険事業会計予算の概要 ほか			

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、資料の確認をお願いいたします。</p> <p><配布資料の確認></p> <p>また、この4月からの国保運営協議会委員の委嘱状につきましては、お手元に置かせていただき、交付に代えさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>続きまして、福祉部長の上所よりご挨拶申し上げます。</p> <p><部長挨拶></p> <p>ここで、本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は、大滝委員、田中委員が都合によりご欠席でございます。</p> <p>18名の委員のうち、本日は16名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、新しい任期の最初の協議会となりますので、委員の皆様から、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お一言ずつ、山崎委員、菊地委員という順番でお願いいたします。</p> <p><委員挨拶，事務局職員挨拶></p> <p>議題に入る前に、右上に参考資料と記載のある「新潟市国民健康保険運営協議会について（概要）」と書かれたA4縦の資料を配布しております。再任されました委員のみなさまにおかれましても、あらためてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。会議中にご発言をされる際に</p>
-----	--

	<p>は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間、保険年金課長の渡部より会議の進行役を務めさせていただきます。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>保険年金課長の渡部と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、議題（１）「会長、副会長の選出について」です。資料１をご覧ください。</p> <p>上の段の四角囲みの「国民健康保険法」をご覧ください。下線を引いているところですが、「国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」とあります。</p> <p>また、次の段の「国民健康保険法施行令」では、「協議会に、会長一人を置き、「公益を代表する委員」のうちから、全委員がこれを選挙する」とあります。</p> <p>本市においては、一番下の「新潟市国民健康保険条例施行規則」に記載のとおり、会長及び副会長を「公益を代表する委員」のうちから全委員がこれを選挙することになっております。</p> <p>会長・副会長の選挙を行うにあたり、委員の皆様よりご意見をいただけますでしょうか。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>会長にはこれまでも会長職を務めていただいた山崎委員を、副会長には長年委員を経験されている藤田委員を推薦します。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ただいま、菊池委員より、会長に山崎委員、副会長に藤田委員というご提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。他にご意見はございませんか。</p> <p>では、よろしい方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長に「山崎光子委員」を、副会長に「藤田清明委員」をお願いすることで決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、山崎委員は会長席へ、藤田委員は副会長席へご</p>

	<p>移動をお願いいたします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p><会長・副会長から挨拶></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、山崎会長より会議の進行をお願いいたします。</p>
<p>山崎会長</p>	<p>それでは、ただ今から私が会議を進行させていただきます。</p> <p>まず、最初に、新潟市国民健康保険条例施行規則によりまして、本日の会議録署名委員として「山田委員」を指名させていただきます。後日、事務局が作成する会議録をご確認の上、署名をお願いいたします。</p> <p>はじめに、昨年度の答申についてご報告いたします。昨年12月から、今年1月にかけて、委員の皆様から保険料率の検討についてご審議をいただき、1月31日に、私から中原市長へ答申書をお渡ししました。答申書の写しは事務局より皆様へ送付されているかと思いますが、本日新任の委員もいらっしゃるのので、机上に置かせていただきました。また、審議の中で皆様からいただいたご意見も併せて市長へお伝えしました。市長からは、「委員の皆様には丁寧に審議いただき、答申いただいたことを感謝しています。長引く物価高など、社会・経済情勢の見通しが依然として不確かな中、国民健康保険の加入者の生活は厳しい状況と認識しています。</p> <p>こうした中での審議ですので、ご苦勞をおかけしたと思います。いただいた答申の方向性を踏まえ、市長として結論を出し、議会に諮っていきたいと思います。」というお話をいただきました。</p> <p>これを受けての保険料率の結果についてと、令和7年度当初予算については、事務局に後ほど説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議題(2)「令和7年度国民健康保険事業会計予算の概要について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>A3サイズの資料2をご覧ください。</p>

令和7年度 国民健康保険事業会計予算の概要について、ご説明します。

「1 国民健康保険料率」についてです。

今ほど会長より、市長への答申についてお話しいただきましたので、私からは答申を受けた後の対応についてご説明します。

委員の皆様よりいただいた答申を踏まえ、慎重に検討した結果、令和7年度は約4.5億円の赤字が見込まれ、加入者の所得状況は一部に好転の兆しが見込まれるものの、長引く物価高や社会・経済の見通しが不透明である状況を考慮し、国民健康保険事業財政調整基金を取り崩すことで、保険料率は前年度から据え置きとし、1年間の保険料の上限である賦課限度額は、国の改正のとおり医療分を1万円引き上げ66万円、後期高齢者医療制度への支援分を2万円引き上げ26万円とする関係議案が、2月市議会で議決されました。この結果、今年度は左上の表のとおりに保険料の賦課を行っています。

矢印の下の図は、国保制度の財政の仕組みとなります。

流れを図の矢印に沿って見ていただきますと、①ですが、県が県内全体の保険給付費を見込んで、市町村ごとに納付金を決定します。②で、市は納付金を賄うための保険料率を設定し、保険料を賦課します。③で、被保険者から保険料を納付いただき、④で、市は保険料などを財源として、県へ納付金を納めます。⑤で、県は市町村からの納付金や国庫負担金などを財源として、各市町村へ保険給付費等交付金を交付します。⑥で、市は県からの交付金をもとに、医療費の保険者負担分を医療機関へ支払います。

また、右隣の「料率の経緯」の表にありますように、平成30年度に引下げ、令和元年度以降、据置きを継続している状況です。

次に「2 国民健康保険事業財政調整基金の状況」です。

表の下段、R7年度見込みをご覧ください。令和7年度は保険料率を据え置くために、4億4千万円余を取り崩す予定です。

令和7年度の積立額約370万円余は、運用益の見込みであり、令和7年度末の基金残高は、約27億円を見込んでいます。

なお、令和5年度は被保険者の所得が上昇したことなど、保険料収入が見込みを上回ったことにより、基金の取り崩しは行わず、令和4年度決算で生じた余剰金、約2,500万円を積み立てることができました。

また、令和6年度は令和5年度決算で生じた余剰金約2.4億円を活用したため、当初予算で計上しておりました約1.8億円の取り崩しは行わず、運用益93万円のみを積み立てました。

続いて、右側の「3 令和7年度 国民健康保険事業会計予算及び本市の国保の状況」です。

会計全体の予算規模は、約694億円となり、令和6年度当初予算と比べ、約19億円の減少となっています。

主な要因として、高齢化や医療の高度化の影響でひとりあたり医療給付費が増加傾向にあります。被保険者数の減少を考慮し、保険給付費は約17億円の減少を見込んでいます。

また、県へ納める納付金は約170億円ですが、昨年度比で約1.5億円減少しました。被保険者数の減少、および所得の減少傾向により、歳入の保険料収入も減少を見込んでいます。

保険料収入の減少分は基金を約4.4億円取り崩し、繰入金として国保会計へ繰り入れます。

その下の帯グラフですが、予算イメージとなります。

一般的に予算は、まず歳入があって、その範囲内で歳出予算を組み立てるものですが、医療保険である国保会計では、まず保険給付費などの歳出があって、それに見合う歳入を確保するという考え方になります。

そのため、まずは下の歳出からご覧ください。

歳出の7割強を保険給付費が占めますが、この保険給付費を賄う財源は、すぐ上の歳入では、県からの支出金である普通交付金となります。保険給付費に係る費用は全額県から交付されるため、保険給付費と普通交付金は、ほぼ同額となり

ます。先ほど説明しました資料左側の「国保の仕組み」の関係図のうち、⑤と⑥の関係になります。

次に大きな歳出としては、県へ納める納付金の約170億円になります。これに対する歳入としては、新潟市が徴収する保険料約120億円や、一般会計からの繰入金および基金の取り崩しなど約65億円であり、これらを財源として、市が県へ納めます。

なお、一般会計からの繰入は、基本的に法定に基づくものであり、例えば、運営事務費や人件費、出産一時金などであり、赤字補填を目的とした独自の繰入は行っていません。

その他、歳出の保健事業費は約6億円を計上しており、歳入として、主に保険料や、県からの特別調整交付金を財源としております。総務費は、運営事務費や人件費となります。

また、一番下のグラフは、医療給付費の推移です。歳出の保険給付費から審査手数料等を除いたものが医療給付費となりますが、令和3年度以降は、被保険者数の減少により総額は減少傾向にあるものの、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの額は増加していく見込みです。

医療給付費・保険給付費が増加すると、翌年度以降の県へ納める納付金も増加していくため、納付金を納めるために、保険料などを増やす必要があり、収納率向上の取り組みなどに加え、保険料率の引き上げの検討も必要となる仕組みです。

説明は以上です。

山崎会長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、議題(3)「令和7年度 新潟市国民健康保険事業概要について」、事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

資料3をご覧ください。「令和7年度 新潟市国民健康保険事業概要」です。

令和7年度の国民健康保険事業においては、引き続き被保険者の健康の保持増進、医療費適正化に加え、適正な資格管理・賦課、及び保険料収納対策等を進めていきます。

また、令和6年3月に策定いたしました「第三期保健事業実施計画」及び「第四期特定健康診査等実施計画」により、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業を実施します。

はじめに、「1 国民健康保険加入状況の推移」についてです。

本市の国保加入者は、令和6年度末時点で世帯数は約8万9千世帯、被保険者数は約12万9千人となっており、人口減少、高齢化、被用者保険適用拡大の影響により、世帯数・被保険者数ともに減少傾向になっています。

次に、「2 被保険者の健康の保持増進・医療費適正化」、「(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上」についてです。

各年度の受診率等は表に記載のとおりです。令和6年度表の受診率は、表に記載がありませんが、コロナ過前の令和元年度の受診率38.9%を上回りました。

令和7年度はデータヘルス計画であげている目標受診率48%をめざし、各保険事業に取り組み、受診率向上に努めていきます。

2ページをご覧ください。

次に、「(2) 生活習慣病重症化予防」です。

特定健康診査の結果等に基づく医療機関への受診勧奨や、重症化リスクが高い人への保健指導に取り組み、重症化予防に努めます。

まず、「①医療機関受診勧奨対策」ですが、特定健康診査の結果、医療機関への受診が必要な人や、糖尿病の治療の継続受診が一定期間以上確認できない人に対して受診勧奨を行い、重症化リスクが高い人への家庭訪問などによる保健指導を実施します。

令和5年度の受診勧奨通知送付者の受診数・受診率については、表に記載のとおりです。

「②糖尿病性腎症重症化予防事業」ですが、人工透析や腎移植が必要となる状態へ移行しないよう、個別・集団指導を行います。

令和4年度より開始した「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」を今年度も継続し、年齢で区切ることなく、リスクの高い75歳以上の後期高齢者の方も対象として、個別に保健指導を行います。

3 ページをご覧ください。

「③重複・頻回・多剤併用受診者への対策」は、適正受診の啓発を目的とした保健指導などを引き続き実施します。

次の「(3) 各種検診等への助成」ですが、各種がん検診や成人歯科健診について、国保加入者に対し自己負担額の2分の1を助成しており、実績は表に記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。

「(4) ジェネリック医薬品の利用促進」については、記載のとおり、本市の数量シェアは、国の目標の80%を達成しており、令和3年度よりジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の送付を年1回にしていたましたが、令和6年度からは通知回数増によるジェネリック医薬品効果の増加も見込まれることから年2回、差額通知を送付しています。

また、ジェネリック医薬品希望カードの配布については、薬剤師会を通じて薬局等へも協力を依頼し、利用促進に向けて周知を図ります。

次の「(5) 医療費通知の送付」では、引き続き被保険者に対し、健康意識を高め、医療費削減や適正受診に関する周知を図ります。

次の「(6) 第三者行為求償事務の実施」は、交通事故などの第三者行為による傷病の早期把握に努め、その求償を適切に行っていきます。

5 ページをご覧ください。

続いて、「3 適正な資格管理・賦課」ですが、「(1) 賦課」に関して、例年同様、7月に保険料決定通知を送付します。

また、「(2) 資格管理」に関して、オンライン資格確認の運用による適正な資格管理および、マイナ保険証利用のメリットについて周知を図ります。

「返納金決算状況」は記載のとおりです。返納金発生抑止の取り組みとして、職場の健康保険に加入した場合は速やか

に届出をしていただくよう周知をするほか、未納者には督促・催告を行います。

次に「4 保険料収納対策」です。

「(1) 保険料収納率の状況」についてですが、今年度の目標として、現年分の収納率は、94.20%、滞納繰越分で17.30%としています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による納付相談を積極的に行えなかった令和3年度から4年度分が令和5年度に繰越されたことにより、滞納分収納率が令和4年度を下回りましたが、令和6年度は通常の業務体制による催告等を実施しています。

令和7年度も引き続き、きめ細かな滞納者対策を講じながら、健全で安定した国保財政の維持のため、保険料の収納確保に努めます。

6ページをご覧ください。

「(2) 収納率向上に向けた取り組み」としては、今後も、口座振替の利用促進や民間委託の「保険料納付お知らせセンター」による初期滞納世帯に対する催告などの取組を進め、収納率向上に努めます。

また、「PayPay」によるスマートフォン決済を利用した保険料のキャッシュレス納付の周知により収納率の向上を図ります。

また、滞納処分についても、適切に実施してまいります。

続いて、資料3【参考】をご覧ください。

「国民健康保険における今後の制度改正について」現時点で把握している情報になりますが、ご説明いたします。

1つめは、「国民健康保険における保険料水準の統一に向けた動向」です。

国は令和5年10月に策定した「保険料水準統一加速化プラン」において、「同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となることを目指す」としており、遅くとも令和17年度、令和18年度保険料算定までに完全統一することを目標としています。

現在、大阪府と奈良県が令和6年度から完全統一していま

<p>山崎会長</p> <p>保険年金課長</p>	<p>す。</p> <p>新潟県においても、国の方針に基づき、まずは「納付金ベースの統一」を令和11年度中において算定する、令和12年度納付金を目標に設定しました。</p> <p>また、「完全統一」の目標年度については令和8年度までに県内市町村と合意できるよう協議を進めるとしています。</p> <p>資料中段に「納付金ベースの統一」について記載しておりますので後ほどお読みください。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>2つめ、「子ども・子育て支援金の賦課・徴収」です。</p> <p>令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、こども子育て支援金を拠出するため、現行の健康保険料とあわせて賦課・徴収がはじまります。</p> <p>今年度、本協議会において、現行保険料率とあわせてこども・子育て支援金にかかる料率および賦課限度額についてもご審議いただく予定としていますので、8月の国保連合会主催の研修会および、11月の本協議会開催予定の研修会において、理解を深めていただくために積極的なご出席をお願いします。</p> <p>現時点では、こども・子育て支援金について、詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されている情報のみとなりますが、先ほどご説明しました保険料率の完全統一にも関連することから、新潟県内全市町村で統一するのか、各市町村での個別算定となるのかも含めて、県内市町村での協議が必要と考えております。</p> <p>事業概要の説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは、次に議題（4）「令和7年度国民健康保険運営協議会のスケジュールについて」です。事務局より、説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料4をご覧ください。「令和7年度 新潟市国</p>
---------------------------	---

民健康保険運営協議会スケジュール」です。

今年度の運営協議会としては、本日を入れて合計3回、研修会を2回予定しています。

まず、8月5日火曜日に、新潟県国保連合会主催の研修会が開催されます。資料を郵送させていただいた時点では、時間未定と記載しておりましたが、7月2日付で別途郵送にて詳細をご案内させていただいておりますとおり、午後1時から午後3時40分を予定しております。

参加は任意となっておりますが、国保制度の状況や課題など理解しやすい研修となっております。

続いて、11月20日木曜日に、令和8年度保険料率の検討に向けて、料率の仕組みや、過去の改定の考え方などの研修会を非公開で行います。こちらの研修会も参加は任意となっておりますが、新設のこども・子育て支援金に関する説明も検討しております。

第2回の12月25日木曜日は、保険料率の検討について諮問を行います。また、県から示される納付金の仮算定結果を受けた令和8年度の国保会計収支見込をご説明しますので、料率のあり方や、答申の方向性についてご審議いただく中で、皆様からご意見を伺います。

第3回の1月15日木曜日は、県から示される納付金の本算定結果を受けての収支見込をお示ししますので、引き続き、保険料率の改定等について審議を行い、答申書案の確認をお願いいたします。

第4回の1月21日水曜日は、予備日としております。

本運営協議会の開催にあたっては、山崎会長とご相談し、委員の皆様と連携しながら進めてまいります。皆様から審議したい事項等がございましたら、ご意見をいただきたいと思いますっております。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご予約いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

山 崎 会 長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは、基本的にはこのスケジュールで進めまして、他に議論が必要なことがあれば相談させていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>それではこのスケジュールで進めさせていただきます。</p> <p>皆様、予定を押さえていただけると幸いです。</p> <p>詳細な案内や出欠確認は、それぞれ開催日の1ヵ月前頃を予定しています。</p> <p>では、本日予定された議題について、全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
事 務 局	<p>山崎会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。本日は、大変ありがとうございました。</p>